令和4年10月支給分から児童手当の制度が一部変更になりました。

大切な２つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1　特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられました
⇒所得額により特例給付の支給がされない場合があります。

2　一部の方を除き、現況届の提出が不要になりました
※提出が必要な方については、裏面（２）アをご確認ください。

○上記変更事項の詳細について

（1）　所得制限限度額・所得上限限度額について

令和４年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※　児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、
下記表の①（所得制限限度額）未満　→　児童手当を支給します
下記表の①以上②（所得上限限度額）未満　→　法律の附則に基づく特例給付
（児童１人当たり月額一律5,000円）を支給します

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人（児童１人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人（児童１人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人（児童２人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
4人（児童３人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238
5人（児童４人 ＋ 年収103万円以下の配偶者の場合 等）	812	1040	1048	1276

※　扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養 親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。） 並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、１人につき３８万円（扶養親族等が同一生計配偶者（７０歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは４４万円）を加算した額となります。

※　「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。
必ずご確認ください！

（２）現況届の省略について

ア　毎年６月に提出していた「現況届」は、令和４年６月１日より原則不要になりました

※ただし、次に該当する方は、引き続き「現況届」の提出が必要です。

①住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
②離婚協議中で、配偶者と別居している方
③配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
④支給要件児童の戸籍がない方
⑤その他、豊後高田市から提出の案内があった方

イ　以下の変更事項があった方は市に届出てください。

①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（**他の市区町村や海外への転出を含む**）
③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の方へ！！

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。
以下の場合は、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。
○公務員になった場合
○退職等により、公務員でなくなった場合
○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当は受けられなくなります。ご注意ください。

お問い合わせは

豊後高田市子育て支援課　「児童手当担当」
電話：0978-23-1840